

令和6年5月20日
大学運営会議

学校法人菅原学園至誠館大学における「至誠館大学ガバナンス・コードへの
対応状況について」の確認について

(目的)

第1条 この要項は、学校法人菅原学園至誠館大学における「至誠館大学ガバナンス・コードへの対応状況について」の確認に関する基本方針を定め、毎年度本学の対応状況について確認及び公表することにより、高い公共性を追求し社会から信頼される高等教育機関としての使命を果たし、また、適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した大学づくりを進めていくことを目的とする。

(確認に関する観点)

第2条 次の観点により「至誠館大学ガバナンス・コード」への対応状況について毎年度の確認を行う。

- (1) 本学の制度や仕組みが形骸化していないか自主的・自律的に確認を行い、必要に応じて制度等の見直しを行う。
- (2) 毎年度基準日現在の本学の対応状況について、理事会及び監事に確認と意見を求め、理事会及び監事からの意見は、本学の運営に反映する。
- (3) 対応状況については、本学の多様な関係者に対して、丁寧でわかりやすい公表を行う。

(確認の基準日)

第3条 確認の基準日は、毎年度9月1日とする。

(公表の方法)

第4条 公表は、毎年度基準日時点のガバナンスの状況により、「至誠館大学ガバナンス・コードへの対応状況について」を作成し、原則10月末までに本学のホームページに掲載する。また、本学のガバナンス体制等を見直した場合には、速やかに反映し、ホームページに掲載する。